

平成 27 年度

予 算 大 綱 説 明

～合併市制 10 周年・地域創生元年 ― ひとが、まちが輝く 27 年度予算～

新 城 市 長

新城市議会3月定例会に、平成27年度の予算案並びに諸議案を上程、ご審議いただくにあたりまして、所信の一端と予算の大綱を申し上げます。議員各位、市民皆様の格別なご理解とご協力を仰ぐものでございます。

本年10月新城市は合併市制10周年を迎えます。

内外の情勢が激動を続けるなか、住民、議会、行政がそれぞれの役割を果たしながら、第1次総合計画が定めた将来像＝『市民がつなぐ 山の湊 創造都市』に向かっての歩みをたゆまず続けてきた10年でありました。

合併とともに直面した市民病院存亡の危機は、東三河北部医療圏の崩壊を食い止めるための関係機関総力を挙げた取り組みの中で克服の道を切り開き、再建途上とはいえ、住民不安を取り除く多くの前進を遂げて今日に至っています。

巨額の財源不足のなかでスタートした財政運営も、財政情報の積極的開示を進めるとともに、財政健全化の取り組みを多様な手法で具体化することで、各種指標の抜本的改善をみて、健全財政の土台を据えることができました。

この財政基盤により、長年の懸案であった新庁舎建設も実現への道筋を開き、平成29年度竣工に向けて実施設計の段階にまでこぎつけており、災害多発時代における防災拠点としての使命も鮮明になっています。

また新東名高速道路の開通が目前に迫るなか、IC周辺の各種開発事業も着実に進行中であり、奥三河一体となった観光交流事業も年々広がりを見せてきています。

4年前の東日本大震災と原発事故は、わが国社会に極めて深刻な影響をもたらしたが、同時に近隣社会の安全・安心に対する当事者意識を全国民に喚起するところとなりました。本市でも、そのための創意に富んだ取り組みが始まっており、特に「自らの地域は自らの手で守る」ための活動や事業計画が各地区で進行しています。

平成25年度より始まった地域自治区制度は、市民自治社会の創造に向けて大きな一歩を踏み出すものであり、地域の安全確保においては特に大きな役割を果たしています。地域自治区は、基礎自治体を構成する最も基本的な自治団体として力を発揮するよう、その

充実発展に力を注ぐ方針であります。政府が掲げる「地方創生」の戦略も、住民が主役となる地域起点の取り組みがあってこそ効力を発揮するものとなるであろうと思っています。

人口減少時代に立ち向かう「地方創生」戦略において特に強調されている「若者や女性が活躍できる社会」の実現においても、新城市では先行する施策を市民議論のなかから形作ってきました。一昨年度にスタートした「新城版こども園」がそれであり、本年度からはじまる「若者総合政策」「若者議会」がそれであり、また「地域産業総合振興条例」がそれであります。

市では合併をはさみながら定期的に「市民満足度調査」を行ってきましたが、それを通じて市民生活のさまざまなニーズに対する行政施策の進捗が検証されています。

市民が望むまちづくりの姿は常に一貫しており、当地の持つ誇るべき自然や歴史・文化を守り継承すると同時に、遅れている都市的基盤や利便を充実させ、地域産業を振興して、誰もが安心して暮らし続けられるまちが望まれていると考えています。

新市制10年の歩みの上に、この住民意思を確実に実現させていくことを市政運営のすべての基礎に据えるべきであると考えています。合併10周年を期して、その住民意思を結実させる「市民憲章」を制定するとともに、「共育」の理念を将来にわたって継承する「教育憲章」を定めて、市民自治の気概を未来に向かって発信する計画です。

「地方創生」の時代は、また自治体連携の本旨が問われる時代です。

去る1月30日には東三河8市町村による東三河広域連合が発足しました。山間地から沿岸部まで、農林業地帯から都市部まで、上流水源地から下流受益地までが一体となって発展し、圏域70万人余の住民が分け隔てなく高度福祉社会の果実を享受できるように自治体間連携を図るとともに、必要なときにはより高位の行政権限を執行できる自治機能を備えておくことこそ東三河広域連合に課せられた歴史的責務にほかならないと考えます。

合併市制10周年、地域創生元年、東三河広域連合初年 ― 平成27年度を「ひとが、まちが輝く」年とすべき決意を込めて予算編成を行ったところであります。

以上のような認識と志向で編成した本年度予算案の規模は、

一般会計 229 億 9,800 万円、

特別会計 144 億 4,356 万 3 千円、

企業会計 64 億 4,222 万円とし、

予算総計は、438 億 8,378 万 3 千円としたところであります。

一般会計の歳入予算案につきましては、回復傾向にある経済動向ではありますが、未だ本地域への波及効果が少ないことを考慮し、市税全体では前年度比 0.7%減の 73 億 3,000 万円を計上しました。市民税のうち個人市民税においては、平成 26 年における景気動向、雇用状況を踏まえ、前年度比 0.7%減の 23 億 8,402 万 7 千円、法人市民税においては、税制改正に伴う法人税割額の減率を踏まえ、前年度比 2.4%減の 5 億 8,087 万 1 千円としました。固定資産税については、平成 27 年度評価替えによる経年減価、新規設備投資の状況から、前年度比 0.5%減の 36 億 3,456 万 4 千円としました。

地方譲与税は、地方財政計画、前年度決算見込み等を参考に前年度同額の 2 億 9,500 万 1 千円を計上しました。

地方消費税交付金は、地方財政計画等を参考にしながら、昨年 4 月の地方消費税の引き上げに伴う現行税率での通年交付となるため、前年度比 43.2%増の 8 億 1,600 万円を計上しました。

地方特例交付金は、地方財政計画、前年度決算見込み等を参考に前年度同額の 1,900 万円を計上しました。

地方交付税は、地方財政計画、前年度決算見込み等を参考に基準財政収入額、基準財政需要額に用いられる数値の増減等を見込み、前年度比 0.4%減の 55 億 8,000 万円を計上しました。

国庫支出金は、障害福祉サービス推進事業負担金等社会福祉費負担金の増、作手小学校建設事業及び鳳来寺小学校改修事業等に伴う公立学校施設整備費国庫負担金の増、事業の完了した市営住宅整備に伴う社会資本整備総合交付金の減等を反映して、前年度比 14.5%増の 20 億 6,864 万 3 千円を計上しました。

県支出金は、障害福祉サービス推進事業負担金等社会福祉費負担金の増、東三河分娩施設運営費補助金、再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金の増、子育て支援減税手当給付事業費補助金、観光施設費等補助金の減等により、前年度比 1.5%増の 13 億 3,554

万円を計上しました。

繰入金では、地域福祉基金を活用した社会福祉施設の整備のための基金繰入金ほか平成25年度に設置した教育・スポーツ・文化振興基金及び作手山村交流施設建設基金からの繰入金を新規に計上するとともに、前年度において施設整備に充当した財政調整基金（地域の元気臨時交付金分）は皆減としました。

繰入金全体では、前年度比48.9%減の1億7,445万5千円を計上しました。

市債につきましては、市庁舎、作手総合施設（作手小学校及び山村交流施設）、新城地区こども園等大型事業の2年目であり、東郷西児童クラブ施設、鳳来寺小学校改修事業に着手することから、これらの事業を対象として合併特例債、過疎対策事業債等の市債を予定するとともに、地方交付税の不足分を国と地方が折半して負担するために臨時財政対策債9億円を計上しました。

市債計上額は、前年度比3.4%減の29億2,410万円で、歳入における依存度は前年度比0.6ポイント減の12.7%となっています。この結果、基礎的財政収支（プライマリーバランス）は、前年度比1.0ポイント減のマイナス1.8%を見込んでいます。

各特別会計、各企業会計におきましても、市民生活の安定確保、生活環境向上等を図るため、収入の確保に努めたところであります。

次に歳出予算案ですが、平成20年度を初年度とする第1次総合計画も計画期間の終盤を迎え、平成27年度からは計画の総仕上げともなる後期基本計画（平成27年度～平成30年度）の初年度に当たることから、基本計画に位置付けられた重点事業について着実な実施を図るとともに、議会の総務消防委員会、厚生文教委員会、経済建設委員会において協議し、取りまとめられた要望事項を反映した事業を優先的に予算配分しました。また、各種団体等の要望に対しても可能な限り対応した予算としたところであります。

それでは、総合計画の施策体系別に本年度予定する主な事業をご説明申し上げます。

総合計画の基本戦略の最上位の目標である「市民自治社会創造」は、平成25年4月から自治基本条例と地域自治区条例が施行され、これまでの市民自治社会を支える制度の定着を期す時期から、3年目となる本年度は、新たな制度拡充を図る年度となります。まちづくりの主役である市民が地域共同体的あり方を自ら決し、元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちを目指し、市民協働で持続可能なまちづくりを推進してまいります。

自治基本条例の運用では、市民まちづくり集会や中学生議会に加え、女性議会、若者議会を新たに実施し、まちづくりについて様々な世代、性別などの多様な視点からの意見交換、情報共有を図ります。また、昨年度から検討を開始した若者総合政策においては、広く市内外の若者・学生を対象とした政策プランコンテストを開催するほか、これまでの検討を踏まえた若者総合政策冊子を作成します。

若者世代に視点を置いた事業として、成人式を終え、実社会を経験するなかで成長し、自立した世代となった25歳が、生まれ育ったまちを考える機会として、また、同世代のつながりを再確認する機会をつくる25歳成人式を開催します。

地域自治区の運営では、地域づくり活動を支援する地域活動交付金及び地域として優先度の高い事業を市に提案し、市が直接実施する地域自治区予算制度を継続するとともに、新城地区の5地域自治区において、自治振興事務所に市民2名を任用し、地域自治区運営に市民視点・市民感覚を取り入れ、地域協議会との連携を図りながら、市民自治の推進を図るとともに地域が必要とする地域づくりを市と市民・地域との協働を一段高いレベルで展開することを期してまいります。

本市は、本年10月1日に合併市制施行10周年の節目を迎え、10月には記念式典を開催するほか、併せて市民憲章の制定・発表を行います。さらに多くの市民が参加でき、市民の一体性を高め、市民の心に残る10周年記念となるよう、年度を通して市民参加の記念コンサートをはじめ各種記念イベントを展開してまいります。

基本戦略の第2である「自立創造」は、多様な地域資源を活用した産業の育成とともに、質の高い生活空間を創造するための道路・交通・情報のネットワーク化などの都市・生活基盤の整備推進と、地域文化の伝承や次世代人材の育成を通じた地域の自立を目指しています。

来春に予定される新東名高速道路の開通、新城インターチェンジの設置に併せ、周辺地域において関連施設の運営、周辺道路等の整備を続けています。道の駅もつくる新城は、道路利用者に休憩、飲食、地域産物の販売、交通情報を提供する場とともに、「奥三河の観光ハブステーション」として奥三河一円の観光情報を提供するなど、目的地施設、観光周遊の中継施設として多様な利用が見込まれます。周辺道路整備においては、市道八束穂県社線（Ⅱ工区）等の整備を行うとともに、近接する企業用地の関連道路となる市道八束穂1号線について引き続き整備を進めます。

観光では、新東名高速道路の全線開通により、本地域への観光客等の集客範囲も拡大することから、入込観光客数の増加、観光産業の振興が大きく期待されるところであります。このため「観光のまち新城」の積極的なPRや市観光協会との連携のもと観光イベントを拡充します。また、観光ニーズがより広域化していることから、一般社団法人奥三河観光協議会ははじめ関係団体による奥三河・東三河地域の周遊性を高める取り組みを支援し、広域連携を促進していきます。観光施設整備では、門谷表参道入口の笠川駐車場及び東屋を整備します。

さらにDOS地域再生事業として、愛知県の支援により国内最大規模のラリーとして広く全国から観戦者が訪れる新城ラリーやツール・ド・新城等に加え、新たに奥三河4市町村を会場にした奥三河パワートレイルを開催するなど、季節ごとに開催するアウトドアスポーツイベントによって更なる交流人口の増加を期してまいります。

森林・林業では、森林整備地域活動支援事業により、施業団地を集約化し、計画的な森林施業を実施するための森林経営計画の作成を促進するとともに、林道改良、舗装等の生産基盤についても整備に努めます。また、水源林対策事業をはじめ市民参加の森づくり推進事業、あいち森と緑づくり事業等に取り組み、水源涵養、山地災害の防止等森林の有する公益的機能の向上を図ります。

農業では、高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加等依然として厳しい状況にありますが、引き続き、担い手確保育成総合支援計画に基づき新規就農者の確保や経営体育成支援を図ります。新東名高速道路開通によりパーキングエリアや道の駅が整備されることから、地元産品を使用した土産品に大きな期待が持たれています。このため特産果樹を利用した新たな加工品開発や市産農産物の販路拡大に取り組みます。生産基盤の整備・経営基盤の安定においては、県営農地環境整備事業による高里第1地区の用排水路整備を進めるとともに、農業用施設の整備事業や優良牛導入促進等への補助により経営基盤の安定化を図ります。

企業誘致対策では、安定した地盤の内陸用地、複数の高速交通ネットワークが利用できる優位性を前面に、新城南部企業団地への誘致活動を推進するとともに、インターチェンジ東側隣接地の企業用地開発のための事業を展開してまいります。

質の高い生活空間創造においては、日常生活を支える社会基盤の整備を重点に事業を推進します。公共交通網については、Sバス11路線を運行するとともに、長篠山吉田線車両を更新します。また、沿線住民にとって欠くことのできない民間バス路線についても路線維持のため補助を行い、児童生徒の通学手段や高齢者の日常生活を支援してまいります。

道路網の整備については、国の道整備交付金や社会資本整備総合交付金を活用した市道吉村線のほか生活道路の改良、舗装や側溝整備、交通安全施設の整備を進めます。また、橋梁やトンネル等道路インフラの安全性の確保や老朽化対策として、橋梁長寿命化修繕、道路ストック対策事業を実施します。

活気ある市街地整備では、新城駅前の駅前広場等の整備を目指し、対象区域の物件調査等を実施するとともに、狭あい道路を整備するため、石田地区では市道八幡万福線の拡幅工事を、平井地区では物件調査等を実施します。

快適に暮らせるまちづくりでは、昨年度から耐震改修工事に併せた住宅バリアフリー化、省エネ住宅化を含め住宅耐震化促進事業として統合し、制度内容も大きく拡充しました。巨大地震の発生に備え木造住宅の耐震改修を加速度的に促進するために、引き続き改修時の負担軽減を図ります。

この地に生まれ、育ち、働き、将来に夢や希望を持つことができる魅力ある地域を創りあげることが地域活力の向上や人口減少の克服につながる唯一の手段であり、まち・ひと・しごと創生総合戦略が目指す方向性とも一致します。魅力ある地域づくりにおいて、男女の出会いの場を提供し、家庭を持つ意識づくりの契機とする結婚支援事業、市内外から起業を目指す若者等を受入れ、支援するつげの活性化ヴィレッジ事業、定住、2地域居住を支援する空き家利活用事業に新たに取り組んでまいります。

教育面では、引き続き学習支援相談活動を行うハートフルスタッフの配置や学校生活適応指導教室「あすなる教室」を開設し、児童生徒の健全な成長を支援します。学校教育施設整備として、作手小学校・山村交流施設整備を継続するとともに、鳳来北西部地区4小学校の統合校舎となる鳳来寺小学校改修事業に着手するほか、施設改修等を実施し、学校生活における児童生徒の安全を確保してまいります。

基本戦略の第3である「安全・安心の暮らし創造」では、日常生活が健康で安心して過ごすことができ、災害に強い安全なまちづくりを進めます。

地域医療体制の充実は、地域における大きな課題の一つであります。第1次救急医療体制である休日診療所、夜間診療所、在宅当番医制を維持するとともに、訪問看護ステーションやしんしろ助産所を運営し、医療機関との連携を深めます。新城市民病院においては、引き続き医師確保に努めてまいります。

健康づくりでは、一人一人の健康づくりと健康管理を推進するために、各種健康診査と予防接種を実施します。また、健康づくりに自らが参加するきっかけとして健康マイレージ事業を実施します。

子育て支援では、母と子のすくすく健診事業において、従来の妊婦健康診査に加え、出産後の産婦健康診査を実施し、母子の健康管理に努めます。また、年々高まる保育需要に対応して、3歳未満児を保育する市内の民間保育所に対して小規模保育運営支援事業を開始します。放課後児童対策では、放課後の児童の居場所づくりや保護者の就業状況から利用希望が増加しているとともに対象学年の拡大についても要望が強くなっています。このため新たに1か所の児童クラブを開設するとともに、指導員等の人員配置を拡充します。また、学校施設等の一部利用により対応している児童クラブ施設は、施設の老朽化が著しく、定員規模も小規模のため、より多くの児童が安心して利用できるよう東郷西児童クラブ施設を整備します。

福祉分野では、本年度から施行される生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談、住宅確保給付金等生活困窮者自立支援事業を実施し、生活に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなる恐れのある者への支援を行います。

高齢者への支援分野では、在宅医療集積の低い地域で、医療・介護の双方に通じた訪問看護ステーションを中心として高齢者の在宅医療を支えるとともに、医療・介護・予防・生活支援の関係機関が連携する新たな取り組みである地域包括ケア推進モデル事業を昨年度に引き続き実施してまいります。

また、消費税率引き上げに伴う国民生活への影響緩和、消費喚起のため、低所得者への臨時福祉給付金、子育て世帯に対する臨時特例給付金について、昨年度に引き続き支給を行います。

災害に強いまちづくりでは、消防力の強化のために小型動力ポンプ積載車ほか消防団車両の更新、コミュニティ消防センターの整備、消防団備品の整備を進めます。

地域ぐるみの安全安心対策では、夜間の犯罪防止や交通事故防止に効果があり、地域要望の高い地域安全灯整備事業補助金予算を大幅に増額しました。また、防犯効果の高い防犯カメラをJR飯田線3駅の駅前に設置するとともに、地域の行政区、地域防犯団体等が設置する防犯カメラについて補助制度を新設します。

基本戦略の第4である「環境首都創造」では、環境保全や地球温暖化対策の取り組みやすべての事業の実施において「環境の視点」を取り入れた施策を展開します。

エコオフィス推進事業（環境活動改善事業）では、太陽光発電システム、太陽熱利用システム、住宅用燃料電池システム、電気自動車等の購入費補助に加え、災害時に一時避難所としても利用可能な地域集会施設に太陽光発電システム又は蓄電池を導入する経費に対する補助制度を新設します。

エコイノベーション推進事業（環境地域創造事業）では、新たに太陽光、風力、小水力、バイオマス等再生可能エネルギーの市域における利用可能量を調査します。また、愛知県のグリーンニューディール基金の事業採択を受け、災害時の避難所、福祉避難所となる施設に太陽光発電設備を整備するための実施設計を行い、次年度以降整備を進めます。

電気自動車等の普及のためには、社会インフラとして広範に、数多くの自動車用充電設備が必要です。昨年度市内3か所の道の駅（もっくる新城、つくで手作り村、三河三石）に整備した充電設備の利用促進をPRするとともに、適正な管理を行ってまいります。

クリーンセンターは、長寿命化計画に基づき、焼却炉耐火物取替工事、灰安定化装置整備工事等を実施します。

稼働後50年以上を経過し、老朽化が進行しているし尿処理施設については、施設の抜本的な見直しに係る基本計画に基づき、計画施設の整備に向けて周辺環境への影響、他施設への負荷等の施設整備関連業務資料作成に要する費用を予算化しています。また、一般廃棄物埋立処分場の延命化を図るため、七郷一色埋立処分場の遮水シート保護工事及び浸出液処理施設機器等を更新し、廃棄物の搬入が完了した作手菅沼埋立処分場の最終覆土工事を実施します。

行政経営においては、財政ビジョン（財政運営）、行政改革ビジョン（行政改革）、人材育成ビジョン（人材育成）、情報ビジョン（情報共有と情報化）に沿って、市民満足度を基調とした成果重視型の行政経営に転換していくとともに、行政評価や人事評価の確立・充実を図ります。

財政運営では、総合計画後期基本計画に従い、将来を見据えた財政推計を念頭に、計画的な事業執行・予算配分に努めてまいります。公共施設マネジメント推進事業においては、昨年度作成した公共施設白書を基に、長期的な視点から施設更新・統廃合・長寿命化等を

計画的に実施するために公共施設等総合管理計画を作成し、必要経費の平準化を図ってまいります。一方、税込確保においては、納付の利便性を図るためのコンビニ収納を継続するとともに、徴収嘱託員及び東三河滞納整理機構との連携のもと収納率の向上を図ります。

行政改革では、昨年度に策定した新城市行政改革推進計画に基づき、事務の効率化・事務事業の見直しをはじめとする基本8項目に取り組み、地方分権時代に即した自立した自治体経営を目指してまいります。また、財産区は地方自治法に定められた特別地方公共団体ではありますが、その規模、生い立ちや旧慣に差異があり、さまざまな課題が見られます。財産区を構成する地域の意向を尊重しながら、財産区として運営を続けるか、認可地縁団体に財産を譲渡し、財産区を廃止する等今後の財産区の在り方について、調査研究を継続してまいります。

人材育成では、本市は求められる職員像を『市民価値を高めることのできる職員』と定めています。市民の福祉向上と地域社会の発展のために最適なサービスとは何かを常に問い続け、改革・実行できる職員を目指しています。こうした職員を育成するため、職階に応じた必要な能力を向上させる研修に取り組みます。また、職員採用においても、市独自のPR事業、説明会を開催し、多様な人材の確保に努めてまいります。

情報管理では、行政で取り扱う基幹系業務（住民情報、税情報システム等）は本年4月30日から、基幹系業務（福祉系システム）及び内部情報系業務（財務会計、人事給与システム等）は10月1日から東三河市町村で共同調達に取り組んできたクラウドシステムに変更します。現行運用システムからの既存データの移行等システム変更を確実に円滑に進めてまいります。

以上、本年度予算を『合併市制10周年・地域創生元年 ― ひとが、まちが輝く27年度予算』とし、真にひとが輝く、まちが輝く 山の湊 創造都市の実現に向けて邁進する所存であります。

ここにお見えの議員各位をはじめ、市民の皆様には、今後とも深いご理解とご支援を心からお願い申し上げまして、所信の一端と平成27年度予算大綱とさせていただきます。ありがとうございました。